

原子力新法人における各事業の重点化及び運営等に関する方針について (素案)

平成14年11月19日

- ・原子力委員会では、本年4月2日、「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)をとりまとめ、以下のような方向性を示した。

< 基本的考え方 >

- 我が国の原子力研究開発において中心的役割を担うことが必要
 - 各々の研究開発の性質に応じた適切な組織構成や運営が不可欠
 - 「先進性、一体性及び総合性」を備えた機関として役割を果たしていく
 - 特殊法人改革の趣旨を踏まえた、業務の重点化・効率化も重要
- ・現在、この基本的考え方を踏まえて、関係機関で新法人設立に向けた具体的検討が進められているが、本方針は、基本的考え方を補完するものとして、文部科学省原子力二法人統合準備会議で行われている具体的検討において必要となる、各分野における役割と重点化の考え方及び運営の仕組みについて示すものである。
 - ・なお、本方針は、所管省等からの意見も反映した後、最終的にとりまとめるものとする。

1. 事業の方向性（役割と重点化の考え方）

- ・ 基本的考え方においては、各分野の新法人の役割について大まかな方向性を提示しているが、本方針では、**新法人の役割をより一層明確化するとともに、その役割に応じた事業の重点化の考え方を提示した。**
- ・ その際、以下の視点から検討を行った。

< 視点1 > 政策上の重要性及び関係する機関との関係を勘案し、**新法人の位置付けを明確化、およびそれによる各分野の事業の方向性の提示。**

主導的立場か 一翼を担う立場か 補助的立場か

< 視点2 > さらに**規模や性格から見て、他関係機関による代替が可能か否かを検討。一層の合理化を図るとともに、資源の重点的配分を可能にさせる。**

- ・ 本方針で提示した各分野の考え方に基づき、各分野の個別事業毎に具体的検討を行うことにより、業務の最大限の重点化・効率化が図られることを期待する。

（1）核分裂（核燃料サイクル含む）

新法人は、基礎・基盤から事業実用化までを幅広く扱うこととなる研究開発機関であり、特に、**核燃料サイクルの実用化を目指したプロジェクト研究に関しては国内唯一の研究開発組織として、国際的にも主導的な立場で研究開発に取り組むことが期待されるのではないか。**

エネルギーセキュリティ及び科学技術としての重要性に鑑みて、積極的に研究開発を実施していくことが基本的考え方であり、事業の整理・合理化の際には、重要プロジェクトへの資源再配分などにより、研究開発への取り組みを一層重点化するとともに強化していくことが期待されるのではないかと。

核燃料サイクル技術、高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術、並びに、高速増殖炉サイクル技術については、各事業のユーザーと連携し、適切な目標を示し、その目標を踏まえて事業の整理・合理化・重点化を行うべきである。その際には、ユーザーへのスムーズな技術移転を可能とする配慮が必要ではないかと。

革新炉の研究開発については、それらのサイクルを含めて将来の事業実用化を見据えて取り組みの在り方を検討し、より一層の効率的な取り組みが期待されるのではないかと。

上記の研究開発を進めるに当たっては、その基礎・基盤研究及び安全研究との均衡ある発展を図りつつ、効率的に進めることが重要であり、大学など他機関との連携方策を明らかにし、保有設備の内容や予算規模に照らして新法人が分担すべき範囲を明確化し、取り組んでいくことが必要ではないかと。

(2) 核融合

新法人は、長期的な研究開発を総合的に推進すべく、関係機関と連携しつつ、主導的な立場で研究開発に取り組んでいくことが期待されるのではないかと。

他方、研究開発の実施にあたっては ITER 計画の政府間協議の進捗を踏まえることが必要であり、特に、ITER がわが国に誘致される

場合には、人材・資金を結集し、新たな体制を構築することも含めて、今後の原子力委員会核融合専門部会での審議も踏まえ、体制と役割の検討が行われ、我が国の立場に相応しい体制の構築が期待されるのではないかと。

(3) 加速器

新法人は、高エネルギー加速器研究機構、理化学研究所、大学といった関係機関の取り組みを考慮した上で自らの役割を明確化することが必要ではないか。また、自らの研究開発の手段として開発する場合においても、関係機関との適切な協力体制を構築することが必要ではないか。

現有大型施設については、上記を踏まえながら、加速器の国としての開発・整備方針との整合を図り、大型加速器施設を自ら保有すべきか、について再評価すべきではないか。

(4) 放射線利用

大学、理化学研究所、放射線医学総合研究所、民間医療機関など様々な関係機関において多岐にわたる分野で研究開発に取り組まれており、それら関係機関が今後の研究開発の中心を担う存在であるといえるのではないかと。

新法人は、主としてそれら関係機関の研究開発活動を高度な専門知識により支援する役割を担うべきであり、それら研究開発について関係機関と協力あるいは分担して取り組むことが望ましいのではないかと。

内容としては、現有大型設備を用いた新産業創生のシーズを育む

研究開発といったことが考えられるが、その際、関係機関と研究開発全体像を構築した上で取り組んでいくことが必要ではないか。

2. 新法人の運営等について

(1) 新法人の運営の仕組み

「基本的考え方」で示した内容を備えた運営の仕組みを持つ組織を構築することにより、二法人間の文化の違いを乗り越えて組織を一体化し、更にシナジー効果を発揮しつつ、積極的に取り組んでいくことが期待されるのではないか。

(2) 原子力委員会の関与

新法人は独立行政法人の趣旨に則った自己責任のもとでの取り組みが基本ではあるが、しかしながら、原子力長期計画の着実な推進を図る上での影響力を鑑みて、原子力委員会は、今後も継続して必要な関与を行っていくべきと考えられるのではないか。

関係者間の検討により、速やかに新法人の中期目標・中期計画及び評価委員会による実績評価といった運営の仕組みについて具体的内容が明確化されることが期待されるのではないか。

その際は、原子力の国民的・社会的関心、多額の費用、安全の確保、平和利用の堅持、国内及び国際社会の理解と信頼、原子力長期計画といったことに配慮されなければならないのではないか。

原子力委員会では、具体的内容が明確化された後、改めて新法人への関わりの考え方について検討し、その考え方に基づき、法案検討などの各段階において必要な措置が講じられるよう関係者に求めていくべきではないか。

以上